

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

27 February 2023

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 79

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがる 경우가多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 79 となる本号では、英国 CMA が新たなグリーンウォッシュ調査の実施を発表、日本税制改正法案及びグローバルミニマムタックスの各国の状況等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：税制改正法案及びグローバルミニマムタックスの各国の状況
グローバル：OECD が Pillar 1 利益 B に関する公開協議文書を公表

2. 日本

日本：「担保法制の見直しに関する中間試案」の取りまとめ

3. アジア

香港：国外源泉所得に係る新たな課税制度を制定

4. 米州

米国：米国連邦取引委員会が雇用主による退職後の競業禁止義務条項を大幅に制限

5. 欧州

スペイン：外国投資規制の改正

6. ESG/ Sustainability

日本：CCS 長期ロードマップ検討会最終とりまとめ（案）の公表
ベトナム：拡大製造者責任に関する最新の立法動向
英国：CMA が新たなグリーンウォッシュ調査の実施を発表

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル

税制改正法案及びグローバルミニマムタックスの各国の状況

2023年2月3日、所得税法等の一部を改正する法律案（以下、「令和5年税制改正法案」）が国会に提出された。令和5年税制改正法案は3月末に可決され、政令及び省令の改正が閣議決定されることが想定される。令和5年税制改正法案は、基本的に2022年12月に公表された税制改正大綱に含まれた事項が網羅されていると考えられるが、国際最低課税額制度が法人税法、本法に規定されたことが注目される。

国際最低課税額制度は、法人税法第2編（内国法人の納税義務）の第1章（各事業年度の所得に対する法人税）から独立した第2章（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税）として規定されることとなった。基本的に第82条（定義）から第82条の10（前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）までで構成され、第150条の3条（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）において報告事項等の提供義務が規定されている。また、附則第14条に経過措置が規定されている。

内容としては、経済協力開発機構（以下、「OECD」）の Inclusive Framework（Safe Harbours and Penalty Relief を含む）に沿った内容と考えられ、国際最低課税額に係る確定申告書の提出義務（事業年度終了の日から1年3か月以内（最初の申告は1年6か月以内））や特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務（事業年度終了の日から1年3か月以内（最初の提供は1年6か月以内））といった内容が盛り込まれている。

一方で、2023年2月に OECD より Pillar Two の Administrative Guideline が公表された。Administrative Guideline には、GloBE Income や Covered Taxes についてのより具体的な計算、Qualified Domestic Minimum Top Up Tax のガイドラインが盛り込まれており、例えば会計上は負債、税務上は資本として取り扱われる償還優先株に関する計算の適正化が規定され、Commentary に一定の事項が追記されることとなる。

2023年2月14日にシンガポールの2023年度予算が公表され、シンガポールにおける Pillar Two（特に注目されるのは Domestic Minimum Top Up Tax）は、2025年から導入されることが公表された。このまま日本の法人税法における国際最低課税額制度が2024年4月1日開始事業年度から適用されることになれば、シンガポールに関する Top Up Tax は2024年4月1日開始事業年度については、日本において納付することになると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

グローバル

OECD が Pillar 1 利益 B に関する公開協議文書を公表

2022年12月8日、OECD は利益 B に関する公開協議文書¹を公表した。公開協議文書では、主に利益 B に関する①対象範囲（Scope）、②価格算定方法（Pricing methodology）、③文書化（Documentation requirements）、④安定性（Tax certainty）の以下で取り上げる4つの主要な設計要素が概説されている。

対象範囲（Scope）

¹ <https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-pillar-one-amount-b-2022.pdf>

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



前述のとおり、2種類のグループ内取引が利益 B の範囲に含まれることが意図されている。

- (1) 主に販売業者の現地市場において、独立第三者へ卸売販売するための（完成品または半製品の）製品売買取引（Buy-sell arrangements）。
- (2) 製品の卸売販売に資する販売代理取引及びコミッションア契約（Sales agency and commissionaire arrangements）。

ある取引が利益 B の範囲に含まれるかどうかは、網羅的なリストによって決定されるのではなく、最終的には比較可能性の要因の適用に基づいて、個々の事実と状況によって決定されることが検討されている。現在検討の対象となっている定性的・定量的な選定基準の一例は以下の通りである。

- ✓ 活動は、当事者の実際の行動も考慮しつつ、選定要件を裏付ける（事前に作成した）関連者間の契約書に沿って実施されていること。
- ✓ 特定の顧客に販売する比率が年間純売上高の一定割合を超えないこと。
- ✓ 検証対象の機能は、中核的なディストリビューション機能に限定されなければならない可能性がある。すなわち、その企業は、付加価値を生じるような経済活動（例えば、規制対応活動や、技術的又は専門的な販売支援活動）に従事していないこと。
- ✓ 検証対象者の機能及びリスクプロファイルは、経済的に重大なリスクを引き受けにくいこと。
- ✓ ユニークで価値のある（マーケティング）無形資産の創造につながる DEMPE 機能を実行しない、ユニークで価値のある無形資産を所有していないこと。

また検証対象者は、営業費用の水準が特定の水準に収まる必要がある。この水準を超える場合には適用外の補助的な活動となることが検討されている。

一方、公開協議文書では、利益 B の適用除外として以下の例も提示している。

- ✓ 対象取引が二国間以上の事前確認の対象となっている場合
- ✓ コモディティや有形資産以外の製品（例：ソフトウェア）等の売買取引

価格算定方法（Pricing methodology）

Amount B の価格算定方法は、卸売業を主たる事業とするグローバルな比較対象企業群による取引単位営業利益法（以下、「TNMM」）を適用したものである。

現在、包括的枠組み（以下、「IF」）では、TNMM に基づく利益 B の価格算定方法の適用対象取引について、当該対象取引の評価に最も適した方法が TNMM と異なる場合や、利益 B の適用対象取引の評価に信頼できる現地市場の比較対象企業が利用できる場合、その適用除外とすることの合理性が検討されている。

IF では、ベースラインとなるマーケティング及び販売活動に従事する独立した比較対象を特定するために、共通の標準的なベンチマーク検索基準の開発に取り組んでいる。

- ✓ 公開協議文書では、IF が検討した予備的な検索プロセスの概要を提供しているが、まだ変更される可能性がある。最初の検索プロセスの

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



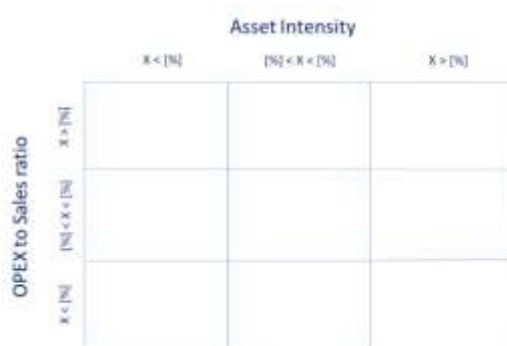
注目すべき点は、データベースの事業内容に基づいてキーワード検索を行うことである。さらに、赤字企業を類似企業群に含めたり、除外したりすることも検討されている。

- ✓ 加えて、選択された比較対象企業に対する比較可能性の調整が適切かどうか、また、どのような状況において適切であるかを検討するための作業が行われる予定である。
- ✓ 公開協議文書では、分析でサンプリングした母集団に関する詳細（サンプルの規模、地理的分布、類似企業のプロフィールなど）は示されていない。利益 B の価格設定のための根拠データ（すなわち、比較可能な企業に関する情報や除外マトリックス）は、商業用データベースのライセンス制限により、税務当局や納税者に公開されない場合がある。

OECD/IF は現在、予備的な検索プロセスから得られた予備的な結果に基づき、比較対象企業の利益率と相関を示す経済的に関連性のある特性を特定するために、いくつかの分析を行っている。公開協議草案では、企業の利益水準に対して統計的に有意であることが予備的に証明された要因として、地理的要素、産業的要素、営業資産比率（Asset intensity）、営業費用比率（Operating expense Intensity）が示されている。

今後、OECD/IF が行うこれらの分析の結果、比較対象企業が決定され、関連する地域や業界に応じて、いくつかの異なる比較対象群が利用できるようになる可能性がある。これらの比較対象群は、ベースラインのマーケティング及び販売活動に対する独立企業間（arm's-length）の利益（の範囲）を確立するために使用されることが想定されている。独立企業間レンジは、(a) 価格設定マトリックス（以下参照）、又は (b) 複数の異なる変数を用いた回帰式のような機械的な価格設定ツールのいずれかによって示される可能性がある。但し、いずれの場合も、独立企業間取引結果の信頼性を高めるために、財務的な調整を行うことが検討されている。

価格設定マトリックスの概念図



（出典：公開協議文書 図表 4.1 プライシングマトリックス）

独立した第三者顧客に再販するために関連企業から購入する場合の独立企業間価格を決定するためには、売上高営業利益率（ROS）が使用されることが多いが、ベリ比率（BR）や総資産営業利益率（ROA）のような別の利益水準指標の使用も検討されている。

文書化（Tax certainty）

公開協議文書では、利益 B の遵守を証明するために納税者が保持すべき情報の包括的なリストが示されている。

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



このような情報は、OECD 移転価格ガイドラインに示されているように、ローカルファイルの一部として含まれることが想定される。

安定性（Tax certainty）

公開協議文書では、利益 B は、ベースラインのマーケティングと販売活動を含む取引に関して、税務上の確実性を高め、紛争を減らすことが期待されると述べられている。

納税者は、APA（事前確認）や MAP（相互協議）など、移転価格の確実性を得るための既存の仕組みや紛争解決方法を利用することで税務上の確実性を担保し、利益 B の適用から生じる税務上の紛争を防止・解決することができる。

小括

IF が実施する技術的分析は、機能的に比較可能な企業に関する（議論の余地はあるかもしれないが）大規模なグローバルサンプルに対する高度な統計分析に基づいたものが想定されている。検討すべき事項の 1 つは、利益 B によって得られる独立企業間価格の結果の予測可能性と時間的安定性に関連している。また、利益 B の価格更新の頻度とタイミングは、多国籍企業の他のビジネスオペレーション及び税務面（関税評価など）にも関連する問題である。

販売代理店やコミッショナを利益 B の適用範囲とするかどうかについては、まだ議論の余地がある。また、販売代理店／コミッショナの個々の機能及びリスクプロファイルを十分に考慮する必要があるとの意見もある。そうでなければ、販売代理店／コミッショナが販売会社と比較して過大な報酬を受ける可能性がある。このような背景から、販売代理店／コミッショナの価格算定方法は、バイセル方式のアプローチと異なるものにすべきか、あるいは特定の比較可能性を高める調整を適用すべきかについても議論されることになる。

この 1 年間の動向を注視してきた関係者は、サービス取引は利益 B の対象外であると既に予想していたかもしれない。しかし、公開討議草案に寄せられた質問から、このテーマについてさらに議論が進む可能性もある。

2022 年 12 月 8 日に開催された OECD ウェビナーで、OECD の講演者は、金額 B の範囲を広げることによって可能な限り確実性を提供する一方で、範囲を狭く明確に保つことによって納税者と税務当局に可能な限り簡便性と管理性を提供するというトレードオフが存在することを認めていた。

一見したところ、現在想定されている利益 B の範囲は、様々な質的・量的な制限を考慮すると非常に狭いように思われる。利益 B の対象となるのは、機能的にもリスク的にも非常に限定された、販売代理店のみであり、多くのグループは、管理負担を軽減するために、より幅広い活動を行うための現地法人を設立したり、販売代理店の機能や顧客基盤をより広く許容したりしているはずである。より広範な機能を持つ事業体は、たとえその機能を別のセグメントに分割できたとしても、利益 B の対象にはならない。補助的な活動がどの程度まで許容されるかが今後注目されるポイントとなろう。

全体として、様々な定量的基準に依存することの妥当性は、さらなる複雑さをもたらす可能性がある。このアプローチは客観性を確保することを意図しているが、実際には、ある支出を「リターンに影響を与えない」売上原価（COGS）と「リターンに影響を及ぼす」営業費用（OPEX）に分類することは、必ずしも一貫性がなく、主観性が排除されているとは言えない。前述したように、適切な比較対象を決定するための最初のスクリーニングは、特に、データベースの事業内容に基づくキーワード検索に依存している。例えば、卸売業を主要事業としていない企業や、少数または補助的なレベルの追

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



加事業を示している企業は除外することが想定されている。実務的に Orbis のようなデータベースの事業内容は非常に広範かつ一般的であることが多いため、これによって多くの潜在的比較対象が除外される可能性がある。

一方で、利益 B の適用範囲が狭いように見えても、価格算定方法と独立企業間レンジは、移転価格の目的上、かなりの重要性を持つことが予想される。このような背景からも、OECD が利益 B の最終版に先立ち、詳細な検索戦略、スクリーニング・プロセス、価格設定結果を十分に共有するために、さらなる協議文書を公表することが期待される。

さらに、OECD/IF が開発したアプローチが、納税者の移転価格システム全体やベンチマーキングプロセスと整合しない可能性があるため、利益 B の適用範囲内である納税者が、利益 B が強制適用されるのか、選択可能なオプションであるのかという点も、注目されるポイントである。

[最初のページに戻る](#)

2. 日本

日本

「担保法制の見直しに関する中間試案」の取りまとめ

はじめに

法制審議会担保法制部会は、第 29 回会議（2022 年 12 月 6 日開催）において、「担保法制の見直しに関する中間試案」²（以下、「中間試案」）を取りまとめた。中間試案は、2023 年 1 月 20 日に「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明」³（以下、「補足説明」）とともに公表され、同日から 3 月 20 日までを意見募集期間とするパブリック・コメントに付されている⁴。

企業の資金調達手法が多様化する中、取引実務上広く利用されている動産の譲渡担保・所有権留保や債権の譲渡担保等のいわゆる「非典型担保」については、明文の規定がない中で、判例法理の蓄積により部分的にルールが形成されているものの、法律関係の明文化及びより一層の明確化が求められていた。かかる社会情勢を背景として公表された中間試案は、従来の判例法理を明文化するとともに、新たな担保法制の導入を提案する内容をも含んでおり、金融取引や債権管理、事業再生・倒産の実務に多大な影響を与え得るものであるため、本ニューズレターにおいて簡単に紹介したい。

中間試案の構成

中間試案は、譲渡担保や所有権留保等の「担保取引によって債権者が得ることとなる権利」を指すものとして「新たな規定に係る担保権」との用語を使用することとし（前注）、当該担保権について、効力（第 1 章）、対抗要件及び優劣関係（第 2 章）、実行（第 3 章）、倒産手続における取扱い（第 4 章）に関するルールの試案を示している。また、その他（第 5 章）として、「事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保制度（事業担保制度）」、動産・債権以外の財産権を目的とする担保権、ファイナンス・リース及び普通預金担保について規定を設けるか否かを継続検討事項としている。

以下では、新たな規定に係る担保権（第 1 章～第 4 章）の主要な論点を概覧し、最後に事業担保制度（第 5 章）の審議状況を紹介する。

² <https://www.moj.go.jp/content/001388432.pdf>

³ <https://www.moj.go.jp/content/001388433.pdf>

⁴ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000247138>

「新たな規定に係る担保権」の主要な論点

中間試案第1章ないし第4章の主要な論点は以下の通りである。

- 同一の目的物に重複して設定できること

同一の目的物に重複して譲渡担保を設定することの可能性について（傍論ではあるが）示唆した判例⁵はあるものの、後順位譲渡担保権の設定を公示する制度もなく、その効力も依然として不明確であることが指摘されており、取引実務においては、いわゆる個別同順位方式による複数担保権者への譲渡担保権の設定や後順位譲渡担保権の設定は、積極的に行われてこなかった。

中間試案は、担保設定された目的物になお担保としての余力がある場合に、当該目的物を担保として再活用するニーズに応えるべく、新たな規定に係る担保権の重複設定を認めている。後順位担保権（補足説明は「劣後担保権」と称する）の効力についても、後順位担保権者は先順位担保権者全員の同意を得た場合に限り実行できるとした明確化を図っている。

- 設定者による目的物の真正譲渡の可否

新たな規定に係る担保権の目的物である動産を、担保権者の同意なく、設定者が「真正に譲渡」（担保権を存続させたまま設定者の権利を譲渡すること）できるかという問題に関して、中間試案は、譲渡可・不可の両案を併記している。現行法を踏襲すれば譲渡可となるが、担保権者による担保物の管理の観点から不可とする考え方もあり得る。なお、所有権留保については別様に解する余地があると示唆している。

- 物上代位

新たな規定に係る動産担保権については、民法第304条等と同様の規律が設けられた。代替的物上代位（目的物が滅失・毀損した場合の代償物に対する物上代位）のみならず、付加的物上代位（目的物から派生した増加価値に対する物上代位）も許容される。

集合動産担保権（後述）による物上代位の行使は、判例法理⁶を踏まえ、設定者が通常の事業を継続している間は原則不可とした。

物上代位とその目的債権に対する担保権との優劣関係の判断基準時については、公示制度の在り方を巡って様々な考え方があり得ることから、①物上代位のための差押えの時点、②動産担保権に係る対抗要件具備時点の両案を併記した。

- 集合動産・集合債権を目的とする担保権の効力

従来判例で認められてきた、構成部分の変動する集合物を目的とする集合動産譲渡担保権や、将来債権譲渡担保についても、具体的な規律を設ける方針が明らかとなった。

中間試案は、「種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法により特定された範囲」（「特定範囲」）に属する動産の集合体であって、設定後に新たに動産がその集合体に参加することが予定されているものを「集合動産」と定義し、その特定方法を示唆するとともに、これを譲渡担保の目的とすることが可能である旨を確認している。また、設定者の処分権限や担保権者の権限及び集合動産の構成部分である動産の設定者による処分に関して具体的な規定を設けることが提案されている。

⁵ 最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁。

⁶ 最決平成22年12月2日民集64巻8号1990頁。

さらに、中間試案は、「債権発生年月日の始期及び終期並びに債権発生原因等によって特定され、特定された範囲に現に発生していない債権を含むもの」を「集合債権」と定義し、その特定方法を示しつつ、担保対象債権の取立て等の設定者の権限について規定することを提案している。他方、設定者が当該権限を踰越した場合の譲受人・第三債務者の保護については特別の規定を設けないとする。

なお、集合動産・集合債権を目的として担保権が設定されていても、設定者はその権限の範囲内で構成部分に含まれる動産・債権を処分できるが、同時に、判例⁷・学説上、設定者は担保価値維持義務を負うとされている。中間試案は、かかる担保価値維持義務・補充義務⁸に関する規定の要否については引き続き検討するとした上で、「正当な理由がある場合を除き、設定者は、通常の事業が継続されれば当該集合動産又は当該集合債権が有すると認められる価値を維持しなければならない」との規定例を提示した。

- 対抗要件

新たな規定に係る動産担保権の対抗要件は引渡し（占有改定を含む）とされ、集合動産については構成部分の引渡しで足りること、登記がなされた場合は引渡しがあったものとみなされることも現行法⁹と基本的に同様である。

競合する複数の動産担保権の優劣は対抗要件具備の先後により定まるが、集合動産担保権（甲）の設定後に個別動産担保権（乙）が設定された個別動産が集合動産に加入した場合の優劣の判断基準については、①各々の対抗要件具備の先後とする案と、②乙の対抗要件具備と当該個別動産の集合動産への加入との先後とする案が併記された。

もっとも、以上にかかわらず、登記により対抗要件を具備した動産担保権と占有改定のみにより対抗要件を具備した動産担保権とが競合する場合には、登記が優先するとの例外（「登記優先ルール」）が定められた。登記優先ルールを採用すると、担保権者は事実上登記による対抗要件具備を余儀なくされ、取引コストが増大する懸念があるため、登記優先ルールの対象を集合動産を目的とする担保権同士が競合する場合に限定する案も示されている。なお、真正譲渡と担保権との優劣の判定には登記優先ルールの適用はない。

債権担保の対抗要件については現行法¹⁰と同様の規律が維持されており、登記優先ルールは定められていない。

以上のほか、公示性・利便性向上等の観点から、動産・債権譲渡登記制度の見直しを行うかも検討されている。

- 動産担保権の実行

新たな規定に係る動産担保権の実行方法については、現行法上も認められている私的実行方法として帰属清算方式及び処分清算方式を明文化し、従前その利用可否につき議論のあった民事執行法 190 条以下に基づく競売についても、「設定者の協力が得られない場合等に備えた最終手段」として、メニューに加えることとした。

⁷ 最判平成 18 年 12 月 21 日民集 60 巻 10 号 3964 頁。

⁸ 補足説明では、「設定者の処分等の結果として集合動産や集合債権の価値が減少した場合、設定者は、担保権者に対し、新たな動産や債権を補充するなどにより、担保価値を維持する義務を負う」との抽象論が述べられている。

⁹ 民法第 178 条、最判昭和 62 年 11 月 10 日民集 41 巻 8 号 1559 頁、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第 3 条第 1 項。

¹⁰ 民法第 467 条、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第 4 条。

私的実行の方法については、設定者への事前通知の要否、通知後一定期間の猶予の要否について複数案を併記し、帰属清算方式・処分清算方式の各々についても詳細な実行プロセスの案を複数提示した。

また、私的実行に係る担保権者の権限・プロセスに関する新たな制度として、①担保権者が目的物の評価・処分に必要な行為をする場合の設定者の受忍義務、②担保権者の申立てによる裁判所の保全処分等、③帰属清算の通知及び清算金の提供等又は第三者に対する処分に先立つ目的物の引渡し、④実行後に迅速な目的物の引渡しを実現するための（訴訟に代わる）債務名義に関する規律を提案している。

集合動産に係る担保権の実行については、設定者への通知が必要であり、その到達時に集合動産が「固定化」され、その後に加した動産には担保権の効力が及ばず、担保実行後に加した動産に対する再度の実行も許容されない。通知による「固定化」の効果は集合動産全体について生じるが、集合動産の一部を特定して通知を行った場合には、残部についての再度の担保実行が可能である。

- 債権担保権の実行

債権担保権の実行については、民法第 366 条第 1 項と同様、担保権者の取立権を許容しつつ、動産担保権と同様、設定者への事前通知の要否、通知後一定期間の猶予の要否について複数案を併記した。

担保対象が金銭債権である場合、担保権者は、被担保債権額にかかわらずその全額の取立てが可能とされた。被担保債権の弁済期が未到来の場合、①目的債権の直接取立てを認める案、②第三債務者に供託を請求できるとする案の両案が併記された。さらに、これらと平仄を合わせるため、民法第 366 条第 2 項及び第 3 項の改正が提案されている。

直接取立て以外に、私的実行（帰属清算方式・処分清算方式）も可能だが、民事執行法第 193 条以下の規定に基づく債権執行の利用可否については引き続き検討することとされた。

- 倒産手続における取扱い

新たな規定に係る担保権を有する者を、破産手続・再生手続における別除権者及び更生手続における更生担保権者として処遇するとした点は、現行の実務運用に倣った取扱いである。

新たな規定に係る担保権は、担保権実行手続中止命令の適用対象としつつ、新たに担保権実行手続（私的実行手続）禁止命令の規定を設ける。設定者による担保対象動産の処分権限や担保対象債権の取立権の回復のために担保権実行手続取消命令の規定を設けるか否かは引き続き検討する。

再生手続開始・更生手続開始の申立てを理由として担保目的物を設定者の責任財産から逸出させる契約条項は無効とするが、同様の理由で設定者から目的物の処分権限や債権取立権限を剥奪する特約の有効性については引き続き検討する。

倒産手続開始後に集合債権に加入した債権に対する担保権の効力については、①無制限に及ぶとする案、②及ぶが優先権の範囲を手続開始時に発生済みの債権の評価額に限定する案、③担保権実行時まで発生済みの債権にのみ及ぶとする案、④及ばないとする案の 4 案が併記された。

同様に、倒産手続開始後に集合動産に加した動産に対する担保権の効力については、①及ぶが優先権の範囲を手続開始時に取得済みの動産の評価額に限定する案、②担保権実行時まで取得済みの動産にのみ及ぶとする案、③及ばないとする案の 3 案が併記された。

集合動産担保権・集合債権譲渡担保権において、①通常の事業の範囲を超えるなど、客観的に異常なほどに目的動産・債権が増加した場合、又は②設定者が一定の主観的態様により目的動産・債権を増加させた場合に、これらを偏頗行為否認の対象とするかについては、引き続き検討する。

新たな規定に係る担保権は、担保権消滅許可制度の対象とする。

「事業担保制度」について

現行法下で認められている主要な担保権は、非典型担保も含め、目的物の換価価値を被担保債権の弁済に充てることを想定しているが、プロジェクトファイナンスやLBOファイナンス等を典型例とするいわゆるキャッシュフローレンディングにおいては、個別資産への担保設定を積み上げることにより、借入人の資産を包括的に担保に取り（いわゆる「全資産担保」）、その交換価値ではなくキャッシュフローに着目した融資が行われている。他方、工場等の有形資産を持たないスタートアップ企業等にとっても、伝統的な不動産担保や個人保証に依拠して融資を受けることが困難であることから、事業価値や将来性を評価して融資を受けるニーズがあるとされている。こうした問題意識から、中間試案では、「事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保制度」（事業担保制度）の導入の是非が検討され、制度を利用できる者や対象財産の範囲、事業担保権の効力・実行、その倒産法上の取扱い等、様々な論点が紹介されている。

事業担保制度の概要や審議状況については、紙幅の都合上割愛せざるを得ないが、別の機会に改めて紹介したい。なお、事業担保制度については、別途、金融審議会「事業制に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」において審議が行われており、2023年2月10日にその審議結果をまとめた「報告」¹¹が公表されているため、併せて参照されたい。

おわりに

以上に見た通り、今般の担保法制の見直しが実現すれば、金融取引・事業再生・倒産・債権管理実務に極めて大きなインパクトを与えることが予想されるため、今後の立法動向について引き続き注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. アジア

香港

国外源泉所得に係る新たな課税制度を制定

概要

特定の国外源泉所得に係る課税に関する、The Inland Revenue (Amendment) (Taxation on Specified Foreign-sourced Income) Ordinance 2022（以下、「本改正法」）が、2023年1月1日に施行され、一定の事業体が国外で稼得した受動的所得に係る新たな課税制度（以下、「特定国外所得課税制度」（Specified foreign-sourced income Regime））が整備された。

本改正法は、委員会での草案に修正を加えた上で、香港政府（以下、「政府」）から提出された法案と実質的に同じである。この法案の要点については、2022年11月に配信した[クライアントアラート（英語）](#)において論じている。本号では、政府が立法過程において示した説明、及び香港税務局

¹¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210/01.pdf

(以下、「税務局」)から新制度の運用に関して公表された、通達の最新更新の概要を以下に述べる。

政府による説明

1. 対象となる所得

特定国外所得課税制度は、4種類の特定の国外源泉所得に適用される。すなわち、香港において受領される、利息、配当、譲渡所得及び知的財産から生じる所得である。

立法過程において、政府に対して、当該法律において「配当」及び「利息」という用語を定義し、特定国外所得課税制度の下で対象となる所得の範囲をより明確に示すようにとの提案がなされた。この2つの用語は、本改正法においても定義がないままであるが、政府は、以下の見解を示している。

- 一般的に「配当」とは、ある会社の株式についてある期間の利益の一部を受領するものをいい、かつ、パートナーシップ、ユニットトラスト又はその他法人ではない事業体からの分配、及び支店からの利益送金を含まない。
- 一般的に「利息」とは、金銭の使用に対し支払われるべきものであり、かつ、本質的に金銭の使用の機会喪失に対する補償である。

持分の譲渡所得に関連して、本改正法には適用除外の規定が存在しないにもかかわらず、政府は、既存の資本関係への影響を軽減するため、特定国外所得課税制度の下で課税対象となる譲渡所得の金額を計算する目的上、2022年12月31日現在の持分公正価額に対する持分価額の税務上の帳簿価額の変更を許可する可能性について、欧州連合(以下、「EU」)と議論を行う旨表明している。税務上の帳簿価額の変更がEUに受け入れられる場合、2023年1月1日より前に累積された未実現利益相当の評価益は、新制度の適用による課税対象から除外される可能性がある。税務局としては、EUとの間に容認可能な対応を確認した後に、追加のガイダンス又は当局の解釈及び実務運営指針において見解を明らかにする予定である。

これに関連して、政府は、香港域内での持分の譲渡所得に関して、納税者が、特定国外所得課税制度に起因して、持分の国外移転を検討することになるかもしれない点に留意して、租税の確実性を強化するための措置を検討することを示唆している。政府が、(そのような国外移転がなされた場合に課税を行うかどうかを判断する)明示的な要件の導入を検討するかどうかは、現時点において不明である。この明示的な要件により、(国内外のいずれにおけるかを問わず)普通株式の譲渡所得は、一定条件を満たすことを条件として、本質的に課税対象として扱われる。

「香港において受領された」との概念に関して、税務局は、どの時点において国外源泉所得が「香港において受領された」とみなされるのか又はみなされないのかについて、これを説明する追加の事例を示した。要約すると、「香港において受領された」とみなされない国外源泉所得は、特定国外所得課税制度の適用対象外であり、よって、特定国外所得課税制度に基づく課税対象ではなく、さらに、(i)ある金額が、香港に送金され、振り込まれ又は持ち込まれた場合、(ii)ある金額が、香港で運営される事業に関して生じた債務を履行するために使用された場合、又は(iii)ある金額が、動産を購入するために使用され、かつ当該動産が香港に搬送された場合、当該金額は「香港において受領された」とみなされるものとする。

- 税務局は、納税者である事業体が、自らの国外銀行口座で国外源泉所得である配当を受領しており、その後、当該事業体の株主の国外銀行口座に、配当を直接振り込むために当該資金を使用する場合を事例の一つに挙げている。この事例において、この配当は、特定国外所得課

税制度の下、香港において受領されたとはみなされない。なぜならば、この国外源泉配当は、香港域外で保有されており、かつ、香港に送金されることなく、当該事業体の株主の国外銀行口座に配当を振り込むために使用されているからである。税務局は、このような配当について、香港において運営される取引又は事業に関して生じた債務を履行するために使用されたものとして、扱われないことを確認している。

- 別の事例として、ある納税者が、香港において運営される自らの事業のために、ある国外サプライヤーから原料を購入し、かつ、当該サプライヤーの国外銀行口座を通じ、当該サプライヤーに対し支払うべき金額の決済のために、香港域外に保有する自らの国外源泉所得である利息収益を使用する場合を挙げている。この事例において、税務局は、この国外源泉所得である利息収益について、特定国外所得課税制度の下、これが香港において受領されたものとして扱うものとしている。なぜならば、この国外源泉利息収益は、香港において運営される、当該納税者の事業に関して生じた取引の債務を履行するために使用されるからである。この事例では、当該サプライヤーが香港域外に拠点を置いていること及び当該債務が香港域外で決済されることは無関係とされている。

2. 純粋持株会社（Pure Equity Holding Entity - PEHE）の活動

経済的実体要件が、所得の発生した年度において充足されている場合、香港において受領される、国外源泉の利息、配当又は譲渡所得は、特定国外所得課税制度の下で免税とされる可能性がある。経済的実体要件は、当該事業体が純粋持株会社であるか否かに応じて異なることがある。

本改正法に基づき、純粋持株会社は、「他の企業の株式のみを保有し、かつ、配当、譲渡所得及び当該株式の取得、保有又は売却に付随して生ずる所得のみを稼得する会社」と定義され、かつ、経済的実体要件を満たすために、香港において運営される純粋持株会社に対し求められる特定の経済活動は、「他の企業における資本参加権を保有し、管理する」ことである。

政府は、事業体が、株式投資の資金調達のために借入を行い、当該借入により付随的収入（例えば、為替差益）を得ることによっては、純粋持株会社として不適格とされることはないことを説明している。しかしながら、投資先企業に対し無利息貸付を行うこと、グループ内金融会社に対し、国外源泉配当から生じる余剰資金を貸し付けること、又は利息収入を得ようグループ内キャッシュプーリングに参加するために、余剰資金を使用することは、当該事業体の不適格の事由になるとしている。

税務局が公開した最新のFAQにおいては、税務局は、資本参加権の保有及び管理の活動全般には、持分の保有及び売却について意思決定を行うこと、リスクを予測すること、及び持分を取得するための融資取決めの見直し又は修正を含むと述べている。

3. 外部委託の取決め

事業体は、経済的実体要件を満たすため、全部又は一部を問わず、香港で遂行することを求められる特定の経済活動を香港で遂行するように、第三者又はグループ企業に対し外注、委託することができる。重要な条件の一つとして、外部委託された活動を適切に管理監督する必要がある。政府は、この目的のために、納税者としては、内部的な基本業務契約又はその他適切な文書を備えることで十分であると示唆している。但し、上記の文書には、外部委託の取決めに関連する詳細（例えば、関係者の身元、外部委託された特定の経済活動の種類、料金の請求額、監視機能）を記載するものとする。

4. 資本参加免税要件に係る「課税対象」条件の適用

要約すると、経済的実体要件を充足しない場合に、資本参加免税は、特定国外所得課税制度の下で、国外源泉の配当所得及び譲渡所得を免税とするものである。資本参加免税には、国外法域において関連する所得又は利益がその法域において税率 15%以上で課税されていることを要件とする「課税済み」要件を含め、濫用防止ルールが適用される。

政府は、活発な意見交換を行った後、他の法域における対応を考慮し、EUとの間において、「課税済み」要件の目的上、「実効税率」アプローチではなく、「法定税率」アプローチを採用することにつき合意したことを確認している。つまり、適用税率は、一般的に国外法域の法定税率（headline rate、すなわち、最高法人税率）を参照する。当該法定税率は、関連する所得又は利益に課せられる実効税率である必要はない。

しかしながら、当該法域の基本的な税制とは別の特別措置に基づき所得に課税される場合、かつ、かかる特別措置が、実質的活動の実施に係る優遇税制ではない場合、かかる特別措置において定められる最高税率を「法定税率」とする必要がある。この「法定税率」が 15%未満の場合、「課税済み」要件は満たされないと思われる。

税務局は、適用税率の上記の解釈を反映するよう、随時、ガイダンスを更新している。また、税務局は、以下の事項も示唆している。

- 関連する所得又は利益が、（例えば、租税条約に従い）国外法域の標準税率を下回る税率で源泉徴収が課せられる場合、当該所得又は利益に適用される優遇税率にかかわらず、標準税率を適用税率とする。
- 関連する所得又は利益が、国外法域において複数の税率（例えば、複数の累進税率）で課税される場合、当該所得又は利益について適用される最高税率を適用税率とする。

結論

特定国外所得課税制度は、既に施行されており、対象納税者となる可能性がある事業体は、課税対象となるか否かについて早急に検討評価し、もし課税対象である場合は、対応策を講じる必要がある。対象納税者は、税務局に対し、（税務局が、当該納税者に対し法人所得税申告書を発行していない限り）関連する所得を受領した課税年度の末日から 4 か月以内に、特定国外所得課税制度に基づき課税対象となることを届出なければならず、かつ、関連する所得を受領した日から少なくとも 7 年間につき、十分な業務記録を保管しなければならない。

政府は、関係者が期待する説明を頻繁に行っており、また、税務局も追加ガイダンスを示してはいるが、新たなルールが複雑であることに変わりはない。EUは、本改正法がEUの懸案事項のすべてに対処しているかどうか、租税目的上、非協力的な法域のリストから香港を除外できるか否か、監視リストから香港を除外できるか否かを判断するため、2023年2月に会議を開く予定である。対象納税者は、引き続きこれらの進展を見守る必要があり、同時に、潜在的な税務上の影響を検討評価しかつ必要に応じて専門家の助言を求めるために、今後公表される税務局の通達及び当局の解釈及び実務運営指針にも継続的に留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

米国

米国連邦取引委員会が雇用主による退職後の競業禁止義務条項を大幅に制限

概要

2023年1月5日、Federal Trade Commission（米国連邦取引委員会。以下、「FTC」）は、雇用主と従業員の間での退職後の競業禁止義務条項（以下、退職後の競業禁止義務条項を単に「競業禁止義務条項」）の使用を大幅に制限する規則を提案することを決議した。また規則の提案に先立つ2023年1月4日、FTCは、雇用主と競争する労働者の自由を制限する競業禁止義務条項を特定の企業が用いているとして、これらの企業に対する命令案を決議し、競業禁止義務条項を制限する姿勢を示した。

特にFTCの規則案が現在の形で確定した場合、大半の競業禁止義務条項がFTC法第5条（15 U.S.C. § 45）の下で禁止されることとなり、米国で事業活動を営む日本企業が使用している契約に大きな影響を与えることが予想される。

詳細については、ペーカーマッケンジーの「米国連邦取引委員会が雇用主による退職後の競業禁止義務条項を大幅に制限」に関する[アラート](#)を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

スペイン

外国投資規制の改正

スペインでは、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、2020年3月に外国投資の一部を制限する外国直接投資規則（Foreign Direct Investment Rules）が制定された。2022年12月28日、スペイン政府は同規則を改正し、当該改正規則は同日付で発効した。

規則の主な変更点は、以下の2点である。

- (1) EU又はEFTA（欧州自由貿易連合）域内の企業による外国直接投資自由化の停止期間を2024年12月31日まで延長

当該自由化停止の対象は、①スペインの上場企業（スペインに登録事務所があり、かつスペインの公式の株式市場における株式取引が認められている企業）への投資、及び②非上場企業への5億ユーロを超える投資に限られる。

- (2) 「外国直接投資」の定義の明確化

スペイン企業に対する支配権取得や投資のみならず、スペイン企業の「全体又は一部」に対する支配権の取得も外国直接投資に該当することが明分化され、これによりスペイン企業の資産の取得も外国投資規制の対象となり得ることが明らかになった。スペインの産業・商業・観光省では既に慣例となっている運用であるが、今回の改正により規則上明確化されるに至った。

今回の改正は、スペインの外国投資規制が、新型コロナウイルス感染拡大による経済危機から国内の事業を保護するために導入された一時的な措置ではなく、恒久的な制度として確立されることを裏付けるものである。外国投資規制に関しては、近く更なる改正も見込まれており、特に現行制度の適用に関する更なる指針の提供に重点が置かれる予定である。

[最初のページに戻る](#)

6. ESG/ Sustainability

日本

CCS 長期ロードマップ検討会最終とりまとめ（案）の公表

経済産業省が2022年1月に設置した「CCS 長期ロードマップ検討会」は、2023年1月26日、二酸化炭素の回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage）の事業化等に関する長期的なロードマップを示す「CCS 長期ロードマップ検討会 最終とりまとめ（案）」（以下、「最終とりまとめ案」）を公表した。

最終とりまとめ案は、「CCS を計画的かつ合理的に実施することで、社会コストを最小限にしつつ、我が国の CCS 事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済及び産業の発展、エネルギーの安定供給確保やカーボンニュートラルの達成に寄与すること」を基本理念とした上で、2030年までに CCS 事業開始に向けた事業環境を整備し、2030年以降に本格的に CCS 事業を展開することを、長期ロードマップの目標とする。その上で、目標達成のための随時実施すべき具体的アクションとして、①CCS 事業への政府支援、②CCS コストの低減に向けた取組、③CCS 事業に対する国民理解の増進、④海外 CCS 事業の推進、⑤CCS 事業法（仮称）の整備に向けた検討、⑥「CCS 行動計画」の策定・見直しを挙げている。

最終とりまとめ案の詳細については、ベーカーマッケンジーの「CCS 長期ロードマップ検討会最終とりまとめ案及び CCS 事業法のあり方についての概要」に関する[アラート](#)を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

拡大製造者責任に関する最新の立法動向

2020年から2022年にかけて、新しい環境保護法とその施行細則を定めた政令 08/2022/ND-CP が制定され、拡大製造者責任の基本的な法的枠組みが示された。拡大製造者責任に関する規則は、ベトナムにおける一定の種類の製品及び包装の製造者及び輸入者に義務を課すものであるが、その法的枠組みは未だ完全には整備されていない。

拡大製造者責任は、製品の製造者及び輸入者の責任を、製品のライフサイクルにおける廃棄段階まで拡張するものであり、（1）製品及び包装のリサイクル義務、並びに、（2）廃棄物の回収及び処理義務の主に2つの責任から構成される。

（2）の廃棄物の回収及び処理義務は2022年1月10日に発効しており、（1）のリサイクル義務も今後順次発効する予定である（下表の各対象製品の発効日参照）。発効日以降、拡大製造者責任の対象者は、各種のリサイクル義務を遵守しなければならない。

拡大製造者責任		発効日
廃棄物の回収及び処理義務		2022年1月10日
リサイクル義務	包装材、電池、 潤滑油、タイヤ	2024年1月1日
	電気製品及び電子製品	2025年1月1日
	車両、重機等	2027年1月1日

また、拡大製造者責任の完全な施行に向けて、以下の2つの主要な法令案が2023年内に公表される予定である。

- リサイクル及び廃棄物処理支援のための製造者及び輸入者によるベトナム環境保護基金（以下、「VEPF」）への資金拠出の管理及び使用に関する規則の省令草案
- 製品及び包装のリサイクル費用の基準設定に関する首相決定案

もっとも、発効日が迫っているにも関わらず、上記の法令案には、その正当性、合理性及び強制力（例えば、包装や製品の種類ごとに示された基準の合理性、VEPFから財政支援を受けることができる事業者の範囲が狭いことなど）を含む、多くの懸念点が残されている。

上記2つの拡大製造者責任に関する法令案は、拡大製造者責任を実務上適用するための要件を定めるものであり、今後も注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

英国

CMAが新たなグリーンウォッシュ調査の実施を発表

概要

2023年1月26日、英国の競争市場庁（Competition and Markets Authority）（以下、「CMA」）は、グリーンウォッシュへの取り組みを拡大し、食品、飲料、ホームケア製品など（Fast Moving Consumer Goods）（以下、「FMCG」）を販売する際の環境主張及び環境表示（グリーン・クレーム）に焦点を当て、消費者保護規制違反の有無を調査することを発表した。

2021年 Green Claims Code

CMAによるこの度の発表は、2021年9月にCMAが発表した、商品やサービスに関する環境主張に関するガイダンスに続くものである。当該ガイダンスは、企業が環境表示を行う際に、消費者保護法上の義務を理解し、これを遵守できるように設計されている。また、同時期において、CMAは、企業が環境主張のコンプライアンスを評価し、グリーンウォッシュを回避するための重要事項をまとめたチェックリスト「Green Claims Code」を作成している。

Green Claims Codeは、事業者が商品やサービスの販売・宣伝の過程で環境・持続可能性の主張を行う際に、消費者保護法の遵守をより促進することを目的とし、6つの原則を定めている。

- (1) グリーン・クレームは真実かつ正確であること。

- (2) グリーン・クレームは、明確であり曖昧であってはならない。
- (3) グリーン・クレームは、重要な関連情報を省略したり、隠したりしてはならない。
- (4) 製品の比較は公正で意味のあるものだけ行うこと。
- (5) グリーン・クレームは製品又はサービスの全ライフサイクルを考慮すること。
- (6) グリーン・クレームは信頼できる証拠の裏付けがあること。

ファッション分野ではグリーンウォッシュの問題がある可能性が示されたため、2022年1月、CMAはファッション小売業に注目し、ファッション製品に関する環境主張に焦点を当て、複数の有名ブランドに対して調査を実施した。ファッション分野はCMAの審査対象となる最初の分野となった。

2023年発表の具体的内容

この度発表されたFMCGに対するCMAの調査は、ファッション分野での調査に続く「グリーンウォッシュ」に対する継続的な取り組みを拡大したものであり、FMCG、すなわち食品・飲料、清掃用品、トイレタリー、パーソナルケア用品など、消費者が日常的に使用し、定期的に再購入する幅広い「生活必需品」に焦点が当てられることになる。

FMCGにおける調査対象には、店舗販売商品及びオンライン商品の両方で、全ての形態のメディア（ウェブサイト、アプリ、インフルエンサー広告等）により行われる環境表示・環境主張も含まれることになる。特に、以下のような誤解を招くおそれのある表現や視点を含め、環境表示・環境主張が消費者保護法及びGreen Claims Codeに準拠しているか否かに焦点が置かれる。

- 「持続可能」又は「より良い」環境の使用など、漠然とした／広範な環境表示
- リサイクル素材や天然素材の使用、又は「グリーン」な生産工程について、製品のライフサイクル全体を視野に入れた、誤解を招くような環境主張
- パッケージの全要素を含め、商品が現実にとどの程度リサイクル可能であるか
- 環境主張が真実かつ正確であるかどうか、その主張が事業者によって実証され得るか

CMA調査への対応策・グリーンウォッシュ予防措置

今回の調査対象となる商品を販売する企業もそうでない企業も、コンプライアンスの観点から今一度、自社が販売・提供する商品やサービスの環境主張・環境表示を、その表現上、消費者・顧客の誤解を誘発するおそれがあるかという観点から見直すと共に、それらの表示内容が信頼できる証拠によって実証可能かを検証する必要がある。検証等に当たっては、外部の法律家やコンサルタント等の専門家が社内の検証チームに加わることや、専門家チームに委託することで、より客観的な検証等が実施できることが期待される。

また、コンプライアンス研修の一環として、消費者保護法及びGreen Claims Codeに関する社員研修を実施し、法令遵守の重要性及びグリーンウォッシュ問題について社員に周知・理解してもらうことや、上市前の専門家による検証プロセスを加えることで、グリーンウォッシュのリスクを未然に防ぐことも有用である。

[最初のページに戻る](#)